

三監告示第1号

定期監査結果に関する報告の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき、定期監査を三条市監査基準に準拠し実施したので、同条第9項の規定により本書のとおり公表します。

令和8年2月19日

三条市監査委員 長 橋 昇

三条市監査委員 椛 澤 綾 子

三条市監査委員 山 田 富 義

記

- | | |
|---------|---------------------|
| 1 監査の対象 | 「定期監査結果に関する報告書」のとおり |
| 2 監査の期間 | 同 上 |
| 3 監査の方法 | 同 上 |
| 4 監査の結果 | 同 上 |

定期監査結果に関する報告書

- 1 監査の対象 三条市財務規則の適用を受けない、職務上職員が取り扱う現金や口座を有する事業又は団体等に係る財務に関する事務の執行状況等
- 2 監査の期間 令和7年4月11日から令和8年2月19日まで
- 3 監査実施委員 長 橋 昇
椛 澤 綾 子
山 田 富 義
- 4 監査の方法
現金の取扱い、証拠書類等の保管状況、その他の事務の執行等が適正に行われているかについて、書面監査及び関係職員の説明を聴取して行った。
- 5 監査の結果
事務事業は、おおむね適正に執行されていた。
なお、軽微な事務処理の誤り等で特に記述すべき事項は、次のとおりである。
 - (1) 現金出納簿は作成されているが、決裁は受けていない事例があった。
 - (2) 立替払いなど不適切な支出事務があった。